

下水道事業における

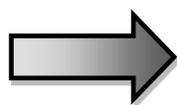
『受益者負担金制度』について

公共下水道は、快適で衛生的な生活をおくり、豊かな自然環境を守るためには欠かすことのできない施設であり、清瀬市では昭和56年より整備を開始しました。公共下水道が整備され、汚水の排除が可能となり、その利益を受ける土地所有者の方などに、面積に応じた負担金を一度だけ納めていただくのが受益者負担金制度です。

その際、農地や山林等の土地については、公共下水道の受益がすぐに顕在化しないため、受益者負担金の徴収を猶予しております。

なお、徴収を猶予していた土地が宅地や駐車場などの用途に変更となった場合には、猶予していた受益者負担金を納めていただきます。

ご不明な点がございましたら下記へお問い合わせください。



公共下水道整備推進のため『受益者負担金制度』にご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ先 清瀬市都市整備部下水道課庶務係
電話 042-497-2531

裏面もご覧ください

Q1. 受益者負担金は誰が納めるのですか？

A1. 徴収猶予を受けていた土地の所有者もしくは相続人の方に納めていただきます。

Q2. 土地所有者が変わった場合、受益者を変更することは可能ですか？

A2. 可能です。
その場合、新・旧土地所有者の双方合意のうえ、新たな受益者を決めていただき、『下水道事業受益者変更届出書』により速やかにその旨を市長へ提出していただきます。

Q3. 負担する金額はいくらですか？

A3. 受益者負担金の算出方法は次のとおりです。
〈 土地の面積×350円／㎡＝受益者負担金 〉
例：下水道整備区域に200㎡の土地を所有
 $200\text{㎡} \times 350\text{円} / \text{㎡} = 70,000\text{円}$
受益者負担金は70,000円となります。

なお、納付方法は一括又は分割のどちらかを選んでいただきます。

※一括納付の場合、報奨金が交付され、負担金から報奨金を差し引いた額を納めていただきます。

Q4. 受益者負担金の納付時期はいつですか？

A4. 『下水道事業受益者負担金納入通知書』を送付しますので、そちらに記載した納付期日までに納めてください。

Q5. 減免制度はありますか？

A5. 公共性があると認められる道路や公園など、減免対象となる土地の基準に該当する場合は、負担金が減免となる可能性があります。減免を受ける場合には、決められた期限までに申請書を提出していただく必要があります。詳しくは担当までお問い合わせください。